

太田市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による本市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更する処分をしたので、同条第2項の規定により告示する。なお、当該処分の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和5年3月28日

太田市長 清水 聖 義



変更調書

町	地番
西矢島町	9 2 の 4
高林寿町	6 0 7 の 3 6、1 8 3 8 の 5
東矢島町	2 7 8 の一部、2 7 9 の 3 の一部、2 8 0 の一部、2 8 4 の一部、2 8 5 の一部、2 8 6 の 2 の一部、2 8 7 の 2、2 8 9 の 2、3 0 0 の 1 の一部、3 0 0 の 2 の一部、7 5 1 の 2 の一部、7 5 4 の 1 の一部、7 5 4 の 2 の一部、8 0 7 の 1 の一部、8 1 5 の 2 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び市有地の一部を含む。）を南矢島町に変更する。

町	地番
南矢島町	63の一部、64の一部、66の1の一部、66の2の一部、 66の3、66の4、67の一部、68の1から68の3ま での各一部、69、70、71の1から71の6まで、71 の7の一部、72の1から72の4までの各一部、74の2、 76、77、216の2、217の2、218の2、219 の2、220の2、221の2、224の2、225の2、 227の2、230の2、231の2、238の2、311 の2、312の2、314の2、315の3、327の1、 乙328、330の1から330の10まで、331の1の 一部、332の4の一部、344から346までの各一部、 347、348の1、348の2の一部、349の1の一部、 349の2の一部、712の3の一部、712の5の一部、 712の6の一部、717の3から717の5まで、718 の2、718の3、719の2、719の3、721の2の 一部、742の2の一部、744の1から744の3までの 各一部、745の2の一部、746の2の一部、748の1 の一部、748の2、748の3、748の5、748の6、 749の1の一部、749の3から749の5までの各一 部、750の2の一部、751の1の一部、751の3の一 部、751の4、751の5、752の1から752の4ま で、808の1、808の2から808の4までの各一部、 809の1、809の3の一部、814の1、815の1、 815の4、815の6、815の7の一部、817の1の 一部、817の5、818の1の一部、818の2、828 の3の一部、828の6の一部、828の12の一部、89 6の1の一部、899の1の一部、900の1の一部、90 3の1の一部、908の3の一部、908の6の一部、91 0の3の一部、910の4の一部、913の5の一部、91 3の10の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の一部を含む。）
 を東矢島町に変更する。



位置図

国道354号

国道407号

南矢島
中央公園

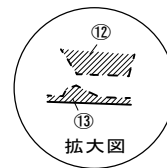
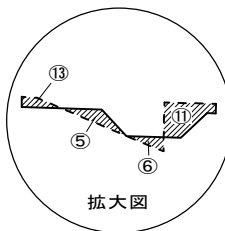
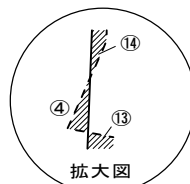
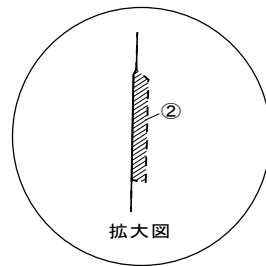
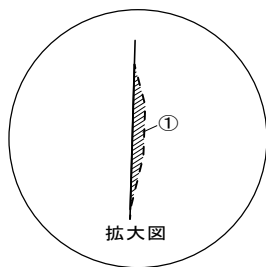
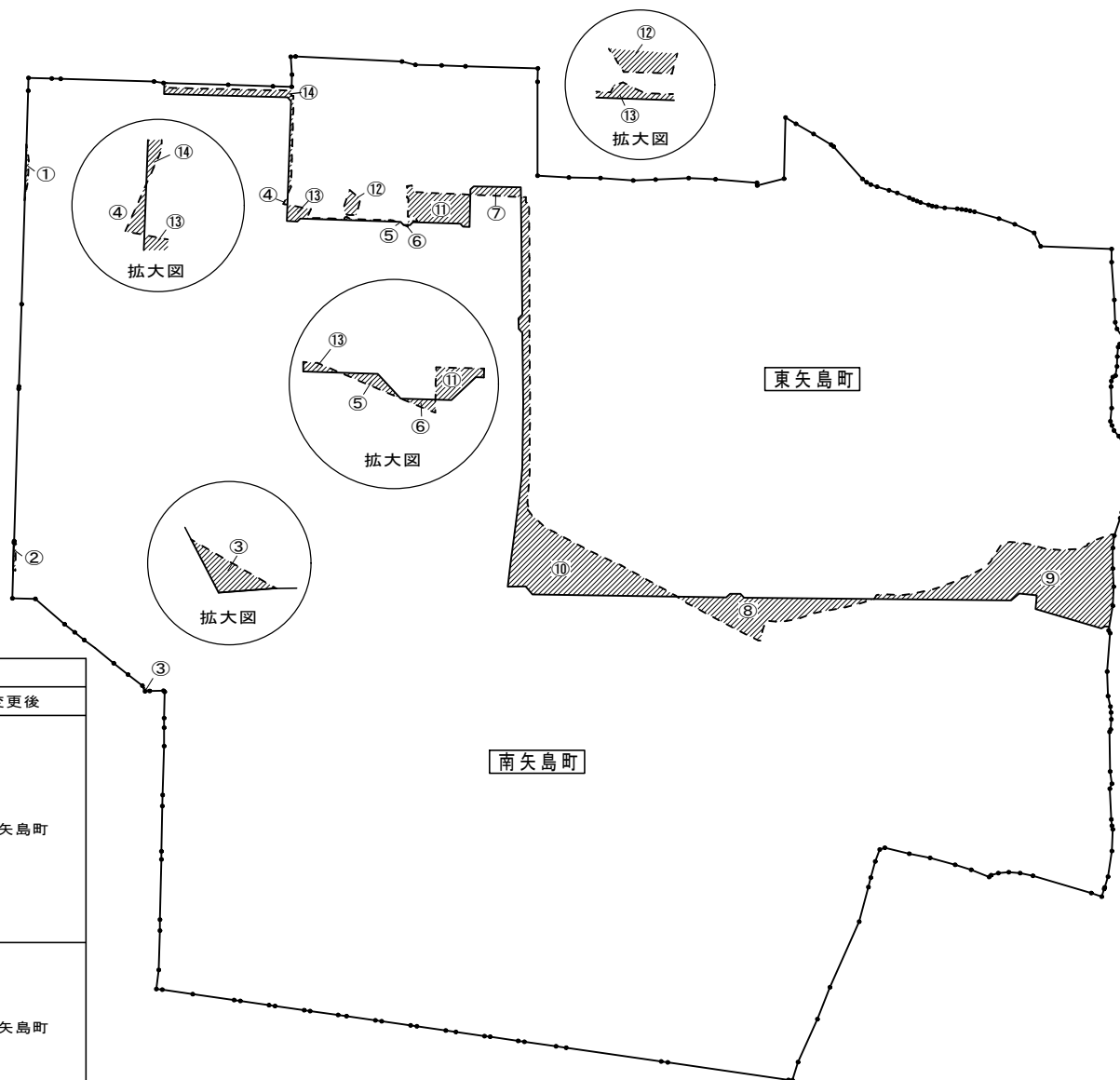
県道綿貫篠塚線

対象区域

邑楽郡大泉町



変更概要図



新旧対照表

変更区域 の 番号	町 名	
	変更前	変更後
①	西矢島町	南矢島町
②	高林寿町	
③		
④		
⑤	東矢島町	南矢島町
⑥		
⑦		
⑧		
⑨	南矢島町	東矢島町
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		

凡 例	
●——●	区 域 界
——	町区域界(変更後)
- - -	町区域界(変更前)
①	区域番号

変 更 区 域 凡 例		
着色	区域	名称
	同	同
	異	異